

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

八天遺跡（以下、「本史跡」という。）は、縄文時代早期～晩期、弥生時代、平安時代、中世の複合遺跡である。北上川東岸に突き出した舌状台地（下欠野台地）の上に立地し、眼下に広がる沖積低地や、西方の奥羽山脈等の恵み豊かな北上盆地の風景を望むことができる。

更木東部開発に伴う第1・2次調査（1968・1969）では、柵列跡・櫓跡・烽舎跡を確認したとされ、「和賀郡衙跡」とも推測されたことにより、圃場整備は見送られた。第3～5次調査（1975～1977）においてこの見解は否定されたが、代わって縄文時代中期末葉から後期後葉にかけての大規模集落であることが確認された。この調査で発見された大形円形建物跡や耳・鼻・口形土製品は、特異な遺構・遺物として新聞・テレビ等で広く報じられ注目を集めた。結果として台地の圃場整備は中止され、八天遺跡は昭和53（1978）年2月22日、史跡に指定された。

その後、現地は発見当時のままで保存されてきたが、昭和56・57・62・63年度に台地上の主要部分が公有地化され、平成3年度には将来的な活用・整備の方針を示すために、「史跡八天遺跡環境整備基本計画」が策定された。この計画では整備の基本方針が示され、手法の検討が行われたが、財政難のために実際に整備に着手することはできなかった。

しかし、更木地区を中心に市民の本史跡活用への思いは強く、史跡整備の要望がたびたび出された。また「史跡八天遺跡環境整備基本計画」は、整備に関する方針を主とし、保存管理に関する方針を欠いていた。策定後30年が経過し、今日的な視点からその内容を見直すと不十分の感が否めない。そこで、本史跡を適切に保存・管理・活用すべく、新たに「史跡八天遺跡保存活用計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとした。

第2節 計画の目的

本計画は、本史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示することを目的とする。

史跡の本質的価値と構成要素を明確に示し、適切な保存管理のあり方や現状変更等の取扱基準を定めるとともに、活用整備の基本的な考え方を示し、保存・活用の指針とするものである。

また、本計画に基づく本史跡の保存と活用が、更木地区や北上市（以下、「本市」という。）の地域づくりに資することを期待するものである。

第3節 委員会の設置・経緯

本計画を策定するに当たり、本史跡の特性を正しく把握し、将来を見据えた保存・管理・活用の方法等について専門的見地、地域づくりの立場からの客観的な意見や助言等を得ることを目的として、「国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会」を設置し、会議を開催した。令和元年度に準備会を1回開催し、令和2年度から正式に委員会を設置した。会議は各年度3回、合計6回開催した。構成員は以下のとおりである。

表 1 国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会（令和 2・3 年度） 委員等一覧

委員長	山田 康弘	東京都立大学教授
委員長職務代理者	中村 良幸	北上市文化財保護審議会委員、元花巻市役所大迫支所長
委員	小林 克	元秋田県埋蔵文化財センター所長、元文化庁文化財部記念物課文化財調査官
	平野 直志	更木町振興協議会会長職務代理者（令和 3 年12月14日まで副会長）
	千田 哲也	八天遺跡整備促進委員会会長
オブザーバー	野木 雄大	文化庁文化財第二課文化財調査官（令和 2 年度は文部科学技官）
	花坂 政博	岩手県教育委員会生涯学習文化財課上席文化財専門員（令和 2 年度）
	半澤 武彦	岩手県教育委員会生涯学習文化財課上席文化財専門員（令和 3 年度）
	高橋 祐	岩手県教育委員会生涯学習文化財課文化財専門員
	川村 恵壽	更木地区交流センター センター長
	千田 恵一	更木地区交流センター 事務長
事務局	平野 憲	教育長
	斎藤 昌彦	教育部長
	小田嶋知世	文化財課長
	高橋 礼司	文化財課長補佐
	安藤 邦彦	文化財課副主幹兼文化財係長
	岩田 貴之	文化財課上席主任
	工藤 美樹	文化財課主査（令和 2 年度は主事）

（１）令和元年度

- ・ 準備会（令和元（2019）年 12 月 11 日、更木地区交流センター会議室：学識経験者、更木地区交流センター職員、岩手県教育委員会担当者、事務局）
- ・ 本史跡の整備に係る年次計画の説明
- ・ 「国指定史跡八天遺跡保存活用計画等策定委員会要綱」原案に関する事前説明
- ・ 本計画の目次と委員会の開催日程、議論の進め方に関する事前説明
- ・ 本史跡のこれまでの調査成果の説明と令和 2 年度に実施予定の内容確認調査に関する事前指導

（２）令和 2 年度

- ・ 第 1 回委員会（令和 2（2020）年 9 月 24 日・25 日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（沿革・目的、概要）
- ・ 第 2 回委員会（令和 2（2020）年 11 月 27 日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（本質的価値、現状・課題、大綱・基本方針）
- ・ 第 3 回委員会（令和 3（2021）年 3 月 23 日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（保存）

（３）令和 3 年度

- ・ 第 4 回委員会（令和 3（2021）年 10 月 11 日、北上市役所本庁舎会議室・リモート会議併用）
本計画の検討（保存・活用・整備）

- ・第5回委員会（令和3（2021）年12月7日、更木地区交流センター会議室）
本計画の検討（史跡の環境、運営・体制、行動計画の策定・実施、経過観察）
- ・第6回委員会（令和4（2022）年2月1日、更木地区交流センター多目的ホール）
本計画の検討（全体の検討）

第4節 計画の対象範囲と期間

（1）計画の対象範囲

本計画の対象とする範囲は、原則として史跡の指定範囲とする。ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地としての八天遺跡や、東側の県道28号花巻北上線から西側の北上川に至る隣接地域も計画検討の対象とする。具体的には「史跡指定地」「周知の埋蔵文化財包蔵地」「史跡周辺地区」に分けて取り扱う。

（2）計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年4月1日から令和14（2032）年3月31日までとする。この期間を短期・中期計画として定め、令和14年度以降を長期計画として次期計画で検討する。計画内容に改善の必要がある場合には見直しを検討する。



写真1 八天遺跡空撮（南西から）